

平成30年6月29日
神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

飲用乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第1の6の2の項に定める物品（飲用乳）については、平成30年度の初日から5月末日までの輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったため、同項の規定に基づき、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

つきましては、下記内容を参照のうえ適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関し不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門宛照会願います。

記

1. 対象物品及び税率

飲用乳 (0401.20-190)

【発動前】 21.3% + 114 円/kg → 【発動後】 28.4% + 152 円/kg

2. 除外となるもの

関税暫定措置法第7条の3第2項中の各号のいずれかに該当するもの。

3. その他

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターHP中のNACCS掲示板をご確認下さい。

本件に関する照会先

業務部通関総括第1部門

電話番号 078-333-3086